

# 答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

## 第1 審議会の結論

審査請求人に対し、追加の情報開示として、本件課税処分に係る関係法令の類似の規定（地方税法第349条の3）に関する逐条解説資料を開示するべきである。

## 第2 審査請求に至る経緯

- (1) 令和元年8月5日、審査請求人は、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、太陽光発電設備の課税標準の特例について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和元年8月19日、実施機関は、本件公開請求に対し、情報部分公開決定処分及び公文書不存在決定処分を行い、同日、審査請求人に情報部分公開決定通知書及び公文書不存在決定通知書を送付した。
- (3) 令和元年9月26日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求の対象公文書は、旧地方税法附則第15条第33項に規定されている太陽光発電設備の課税標準の特例を除外した法的根拠資料等である（令和元年10月15日付審査補正請求書）。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び主張書面並びに口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに設置した太陽光発電設備に対する償却資産税は、課税標準額の特例が規定されているのに、評価額と同額の課税標準額を用いて賦課を行っているので特例の適用を除外した法的根拠資料等を求めるものである。
- (2) 旧地方税法附則第15条第33項において、平成28年3月31日までの間に新たに取得したものに対する固定資産税の課税標準は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3の2の額とすると規

定されている。

- (3) 公文書不存在決定通知書には、法的根拠資料についての「公文書の表示」及び「公文書が存在しない理由」が記載されていない。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 「特例の適用を除外した法的根拠の条文等、資料」について検討した結果、地方税法等の条文自体は市の文書ではなく、請求者も認識しえるものであるため、説明のために使用していた資料を公開したものであり、その他の特例の適用を除外する根拠を示した通達や内規はなかったものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年11月29日 諮問書の受理

令和元年12月17日 審査請求人からの意見聴取

令和2年1月10日 審査請求人から実施機関への質問

令和2年1月30日 調査審議

#### 第6 審議会の判断

##### 1 本件審査請求の対象

審査請求人は、審査請求書及び審査に対する主張書において、太陽光発電設備に対する課税処分の不当性について縷々主張しているが、当審議会が対象とするのは、あくまで情報公開制度に基づく審査請求であるから、審査補正請求書に基づき、平成29年度及び平成30年度に太陽光発電設備に対して課する固定資産税について、特例措置を適用外とされた法的根拠資料等の有無について判断する。

##### 2 関係法令

本件課税処分に関係する法令として以下のものがある。

##### (1) 地方税法第349条の2

償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

## (2) 旧地方税法附則第15条第33項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるもののうち、同法附則第1号第3号に掲げる規定の施行の日から平成28年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

## 3 関係法令の解釈基準

実施機関は、既に開示した説明資料のほかに、これらの条文についての通達や内規は存在しないと説明していた。

しかしながら、本審議会における審査の過程において、上記関係法令そのものについてのものではないが、類似の規定に関する逐条解説の存在が判明した。

すなわち、地方税法第349条の3では、特定の償却資産や構築物について、「(省略) 前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から5年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の3分の1の額とし(省略)」と上記附則と同旨の定めがある。

そして、地方税法の各条文について解説した「固定資産税逐条解説」(財団法人地方財務協会発行)の同法第349条の3の解説では、「『新たに固定資産税が課されることとなった年度』とは、当該固定資産に対して固定資産税が課されることとなるべき最初の年度をいう。」と説明されている。

その制定の趣旨からすれば、地方税法第349条の3についての解釈は、旧地方税法附則第15条第33項の解釈についても参考となるものと思われる。

## 4 結論

地方税法第349条の3についての解釈は、旧地方税法附則第15条第33項の解釈についても参考となるものと思われるため、審査請求人に対し、追加の情報開示として、上記逐条解説の該当箇所の開示を行うべきである。

令和2年2月13日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会